

美郷町空家対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、美郷町の定住の促進を図るため、町内の空家等のリフォームに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（平成18年美郷町規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、空家等とは美郷町空家等情報バンクに登録している住宅及び併用住宅をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する個人事業主又は事業所を有する法人が施工すること。
- (2) 空家等の購入又は賃貸の交渉が成立した年度又はその翌年度に実施すること。
- (3) 補助金の交付を受けた日の属する年度内に完了すること。
- (4) 居住の用に供すること。
- (5) 美郷町空家等情報バンクに10年間登録可能な物件であること。ただし、売買成立時の登録抹消はこの限りでない。

(補助の対象者)

第4条 補助金を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 美郷町空家等情報バンクの物件登録者又は利用登録者
- (2) 本人及び世帯員が美郷町の補助金等の交付条件に関する規程（平成23年美郷町訓令第6号）第2条第1号に規定する町税等を滞納していない者とする。

(補助回数の制限)

第5条 同一申請者における同一空家等への補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業の経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、次の条件を満たす物件の事業に係る補助金の額は、120万円を限度とする。

(1) 空家所有者と定住希望者との間で賃貸借又は売買契約が締結され、定住希望者が3年以上定住する見込みのある物件であること。なお、賃貸借契約の結果として、定住者が3年以上定住せず空家となった場合は、最初の賃貸借契約日から起算して3年が経過するまでの間、「お試し滞在施設」として使用するなど、移住促進のために活用され、他の目的では使用されない物件であること。

(2) 不動産業者に登録されていない物件であること。ただし、定住希望者向けの物件として、本町と不動産関係団体との協定等に基づき、不動産業者に登録されるに至った物件は除く。

2 前項の補助金額の算出に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第3条第4号に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 施工予定箇所の現況写真
- (3) 町税等完納確認書

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第14条第1項に規定する実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 写真(着工前、完成等事業の内容が確認できるもの)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた者に対するこの要綱の適用については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成30年3月30日訓令第23号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年11月21日訓令第112号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第40号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日訓令第39号）

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の改正規定、別表1から別表3までを削る改正規定並びに様式第1号から様式第16号までを削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日訓令第109号）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の第6条ただし書の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。